

9.小・中学生になったら

学校のこと

▶ 窓口 学校教育課 ☎096-293-3349

● 小・中学校の入学

小・中学校に入学予定の児童・生徒の保護者へ、1月末までに入学通知書を送付します。入学通知書が届かない人、住所に変更のある人、指定外の学校へ入学する人はご連絡ください。

● 就学時健康診断

10～11月に各小学校で就学時の健康診断を実施します。対象は、次年度小学校入学予定の児童で、該当者への通知書を10月下旬までに送付予定です。

● 転校の手続き

転校が決まりましたら、現在在籍している学校、転校先の学校及び教育委員会（学校教育課）へ、できるだけ早めにご連絡ください。

■ 小学校一覧

小学校名	住所	電話(096)
大津	引水210	293-2065
美咲野	美咲野二丁目1733-1	294-2333
室	室1825	293-9201
大津南	陣内1582	293-2274
大津東	大林44	293-2341
大津北	平川2261	293-2367
護川	杉水3092	293-2365

■ 中学校一覧

中学校名	住所	電話(096)
大津	大津1270	293-4360
大津北	大津310	294-2310

就学の援助

▶ 窓口 学校教育課 ☎096-293-3349

● 就学援助制度

経済的理由により就学が困難な大津町在住の児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費等の援助を行う制度です。

● 就学奨励費制度

P24「就学奨励費制度」参照

● 奨学資金貸付制度

経済的な理由で就学が困難な高校生や大学生等への奨学資金の貸付を行います。

教育相談

町内の小・中学生、保護者などの悩みや、いじめ、不登校などの相談に応じるために、教育支援センター等を開設しています。教育相談員が悩みや相談に応じます。

- ▶ 窓口 **教育支援センター** ☎096-293-2231
 学校教育課 ☎096-293-3349
- ▶ 相談場所 教育支援センター(学校給食センターとなり)
- ▶ 相談日時 平日 13:30～16:30 ※祝日、年末年始を除く
- ▶ 相談方法 電話または面談（面談希望の場合は、事前に電話での予約が必要）
- ▶ その他 大津中学校、大津北中学校、大津小学校、美咲野小学校、室小学校に
 「校内支援センター」を設置しています。



放課後児童クラブ(学童保育)

仕事などにより保護者が昼間家庭にいない小学生を、放課後や長期休暇期間に学童保育施設で預かり、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図ります。

毎年、広報おおづ11月号に学童保育の紹介記事を掲載します。利用を希望するクラブへ直接お問い合わせください。

- ▶ 窓口 **各放課後児童クラブ**
 - ▶ 時間 平日 放課後～18時※1
 土曜・長期休暇 8時※2～18時※3
 - ▶ 料金 クラブにより異なる
- ※1 ※3 延長保育あり
 ※2 クラブにより異なる

■放課後児童クラブ一覧

小学校区	クラブ名	場所	電話(096)
大津	つくしんぼクラブ 四つ葉学童クラブ さくらんぼクラブ	大津小学校敷地内	NPO こどもサポート・ みんなのうちに 321-7002
	風の子キッズみかん 風の子キッズアップル	風の子保育園内	293-7200 080-9695-0835
大津／ 大津東／ 美咲野	しらかわっこなかよしクラブ しらかわっこわくわくクラブ	白川保育園内	080-6462-3412
大津／ 美咲野	緑のなかま	緑ヶ丘保育園内	080-8378-1901
美咲野	グリーンキッズクラブ	美咲野小学校敷地内	080-8378-1901
室	ジョイキッズクラブ コスモキッズクラブ	室小学校敷地内	NPO こどもサポート・ みんなのうちに 321-7002
	ひまわりキッズクラブ	第二よろこび保育園内	294-0055
	あゆみキッズクラブ	室小北側専用施設	大津あゆみ園 293-9041
大津北	一字学童館	一字保育園内	293-2560
護川	そらいろクラブ	護川小学校敷地内	NPO こどもサポート・ みんなのうちに 321-7002
大津南	南小スカイブルークラブ 南小きらきらクラブ	大津南小学校内	080-6462-3416



放課後児童クラブ利用サポート補助金

放課後児童クラブに入所している児童のうち、以下の①～③のすべての要件に該当する児童の利用料を補助します。

- | | | | |
|--------|--|---------------------|---------------|
| ▶ 窓口 | 制度に関するお問合せ
申請受付 | 子育て支援課
各放課後児童クラブ | ☎096-293-5981 |
| ▶ 交付要件 | ① 大津町内の放課後児童クラブに年間を通じて入所している
② 兄弟姉妹2人以上が同時に放課後児童クラブを利用している
③ 18歳以下の子どもを3人以上扶養する世帯の第3子以降の児童 | | |
| ▶ 補助金額 | 対象児童1人につき、放課後児童クラブにかかる1か月の利用料※の半額
(上限2,500円)
※支払金額からおやつ代等の実費相当額を差し引いた金額 | | |

memo